

# 軽自動車税の税額表（令和8年度）

## 1 原動機付自転車・二輪車等の税額（表1）

種 別		税 額
原動機付 自転車	排気量50cc以下または定格出力0.6kW以下	2,000円
	排気量が125cc以下かつ最高出力4.0kw以下	2,000円
	排気量50cc超～90cc以下または定格出力0.6kW超～0.8kW以下	2,000円
	排気量90cc超～125cc以下または最高出力0.8kW超～1kW以下	2,400円
	ミニカー (三輪以上で排気量20cc超～50cc以下または定格出力0.25kW超～0.6kW以下)	3,700円
小型特殊 自動車	農耕作業用	2,400円
	その他（フォークリフト等）	5,900円
雪上車（スノーモービル）		3,600円
軽二輪車（排気量125cc超～250cc以下）		3,600円
二輪の小型自動車（排気量250cc超）		6,000円

## 2 三輪及び四輪以上の軽自動車の税額（表2）

種 別			税 額		重課税額 ③	軽 課 税 額	
			①	②		④	⑤
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円 (乗用営業用のみ)
四輪 以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	

〈各税額に該当する車両〉

- ①平成27年3月31日以前に最初（新車）の新規検査を受けた車両（③の重課税対象車を除く）
- ②平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両
- ③最初の新規検査を受けてから13年を経過した車両（重課税対象車両）※1
- ④電気軽自動車・天然ガス軽自動車（新車）※2
- ⑤ガソリン車・ハイブリッド車など（新車）※2

※1 一部の車種は重課税の対象外となります。対象外となる車種については裏面をご覧ください。

※2 裏面（表3）の基準を満たした車両

軽課税額（④・⑤）は、令和7年4月1日～令和8年3月31日に最初の新規検査を受けた車両が対象となります（令和8年度分に限る）。

### 3 三輪・四輪以上の軽自動車に対する重課税・軽課税

#### ○ 経年車に対する重課税

地球環境を保護する観点から、最初の新規検査を受けてから13年を経過した軽自動車は平成27年度以降の税額（表面（表2）②の税額）に概ね20%加算した金額（同（表2）③の税額）を課税します。ただし、以下の車両は、重課税の対象から除外します。

電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、被けん引車  
ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車

#### ○ 重課税額適用開始年度

自動車検査証の初度検査年月日が、平成24年4月から平成25年3月までの車両については、令和8年度から適用されます。（平成24年3月以前の車両はすでに重課税額が適用されています。）

#### ○ 環境負荷の小さい軽自動車に対する軽課税

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、令和8年度分の軽自動車税の税率を軽減します（軽自動車税のグリーン化特例）。

（表3）

対 象 車	内 容
電気軽自動車	税率を概ね75%軽減 （表面（表2）④の税額）
天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制に適合するもの。または、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両）	
ガソリン車・ハイブリッド車など 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準を90%達成した乗用営業用軽自動車 ＋ 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない車両。または平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等排出量が少ない車両。	税率を概ね50%軽減 （表面（表2）⑤の税額）

### 4 令和9年度の軽自動車税に関する主な改正について

#### ○ 軽自動車税のグリーン化特例

表面（表2）④の税額は、令和8年度に引き続き、特例の適用期間が延長されます。⑤の税額は、令和8年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両は対象外となります。

<軽自動車税に関する問合せ先>

板橋区役所 課税課税務係 電話 03-3579-2095 FAX 03-5248-7099